

第5回東京都受動喫煙防止対策検討会

平成27年3月30日

【堅多局務担当課長】 それでは、時間となりましたので始めさせていただきます。本日は年度末のご多忙のところご出席を賜りまして、ありがとうございます。ただいまより、第5回東京都受動喫煙防止対策検討会を開催いたします。失礼ですが座って進めさせていただきます。

なお、本検討会は公開となっておりますが、カメラ撮影は資料確認までということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、鈴木委員からは、ご都合により本日ご欠席との連絡を頂戴しております。それから、青木委員、野田委員につきましては少し遅れて到着されるというご連絡が入っております。

それでは、資料でございますが、本日は資料3ということで、検討会のまとめについてつけておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、ここでカメラの撮影は終了とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

【堅多局務担当課長】 それでは、安念座長に進行をお願いしたいと思います。

【安念座長】 どうも皆様、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日で最終回ですので、まとめを行いたいと思います。もともと、まとまらないというまとめもあり得るかもしれませんが、そういうものも含めてのまとめでございます。

その前に、今村先生から資料をいただいておりますので、ちょっと簡単にご説明いただけますでしょうか。

【今村委員】 前回のこの検討会を受けて、本当にさまざまな方々からご意見を賜りました。特にその中で、私ども医師、歯科医師という立場で「タバコの煙のない社会を作る東京宣言」を発表し、「第24回日本禁煙推進医師・歯科医師連盟学術総会参加者を代表して」ということで、日本医師会に、ぜひこの検討会に提出をしていただきたいと思いますというご要望がございましたので、提出させていただいたということでございます。その他、本当に山のようにいろいろな資料が私どものところに送られてきて、いかにこの検討会が世の中

から注目されているのかということに改めて感じている次第であります。以上です。

【安念座長】 どうもありがとうございます。それでは、今日はその取りまとめ案といましようか、この資料3ですが、これを中心に議論をしていきたいと思っております。前回、私は座長の取りまとめ案というのを11ページ、12ページと出させていただいてご議論をいただきましたが、その前に何といたっても我々が最大の時間を使いましたのは、各団体、あるいは有識者の方々からの意見聴取と、それに基づく私どもの中でのディスカッションでございましたので、まずはそれを取りまとめることが我々の最大の使命であり、成果であろうと思っておりますので、資料3の1ページから10ページまで、我々がどのような意見を拝聴し、どのような議論をしてきたかという、その振り返りをしたいと思っておりますので、事務局のほうからざっとで結構ですからご説明をいただけますでしょうか。

【堅多局務担当課長】 それでは、委員の主な意見と団体からの主な意見ということでまとめさせていただいております。委員の主な意見につきましては、受動喫煙の健康影響に関しましてということで、1ページ、2ページ目に多様なご意見を頂戴したというのを記載してございます。

それから、3ページ目でございます。全面禁煙化に関しまして、全面禁煙にすべきとのご意見、それから、4ページ、全面禁煙の慎重論、反対論ということでのご意見がございました。

それから、5ページでございますが、分煙の促進に関しまして、分煙の促進や分煙方法についてのご意見を頂戴してございます。それから、(4)といたしまして、従業員の安全衛生管理に関してということで、飲食店の従業員の受動喫煙の防止ということでのご意見がございました。

それから、次の6ページ、条例制定に関しまして、罰則付きの条例を制定し、全面禁煙にすべきというご意見、それから、7ページ、条例制定の慎重論、反対論ということでのご意見、さまざまなご意見を頂戴してございます。

それから、8ページからでございますけれども、関係団体等の主な意見ということで、これは意見を聴取させていただいた順に記載してございます。禁煙の推進、分煙を推進するという団体等、様々なご意見を頂戴いたしました。10ページまで団体ごとに簡単にまとめてございます。以上でございます。

【安念座長】 これは、もう先生方にはお送りして、ご覧いただいておりますか。

【堅多局務担当課長】 はい、先生と団体の皆様にはご確認をいただいております。

【安念座長】 ああ、そうですか、わかりました。今ご説明をいただいたところは、いわゆる取りまとめがどういう形をとろうと、我々のこの5回の検討会の成果でございますので、これはこれで、いずれにせよパブリッシュをしたいと思います。そこで、何か特にご意見があれば、どうぞ。

【今村委員】 ただいまご説明いただいた資料の3ということではなくて、私、大変申し訳なかったのですが、第1回の検討会を欠席いたしまして、この検討会の取りまとめがどのように取り扱われるかということにつきましては、議事録を拝見すると、今後の東京都の施策の参考にするというようなことが事務局から説明されていたのですけれども、改めて教えていただきたいのですが、施策を打っていく上で、どなたの参考にされるのでしょうか。つまり、これは知事の権限で何かをやられるのか、あるいは都庁の事務局として何かの施策を立てられるのか、あるいは都議会で何かを議論をするときの参考にされるのか、一体どのように取り扱われるのかということを、ぜひ教えていただきたいと思います。

この検討会の結論というもの、どのような結論にするかというものは、今後の施策にかなり影響があるのではないかと思っているもので、ぜひそこを教えてください。

【梶原局長】 この検討会は知事の命を受けて、東京都の施策というものを考える上での検討会ということになります。したがって、ここでさまざまな意見が出たということは知事に伝え、そして局としてというよりは、東京都の施策は全て知事が最終的に決定をするということですから、東京都としての施策をやっていく上での検討の材料にしたいということでございます。

【今村委員】 そうすると、この検討会でさまざまな意見、賛否いろいろ全ての項目にありましたけれども、最終的に東京都庁が何かしらの結論を出されたら、全てその責任は知事にあるということよろしいですか。

【梶原局長】 その答えは、非常に難しいのです。難しいというのは、全ての責任はという意味、ガバナンスという意味では、都知事に全ての責任があるというのはもちろんそうですが、ただ、その施策を実行する上においては、例えば執行機関側がある施策をやっていく。それについては、それに伴う予算なり裏づけが必要な場合が多々あります。それから、条例が必要な場合が多々あります。それは、都議会が審議をする。つまり、都知事と、執行機関側と、いわゆる議決機関側、これは二元代表制でありますので、施策を最終的に決定をしてやっていくというのは全て都知事と都議会との議論の上でコンセンサスが得られたものをやっていくというのが、これがルールだと思っております。

【今村委員】 最終的に何かしらの結論が出るという、つまり、都庁として施策を打たれるときに、今おっしゃったように都知事のお考え、それから、それを受けて議会が何かを議論して賛否をされるということですね。この検討会は世界的にも、ある意味注目をされるような検討会だと思っていますから、この検討会がどうであったかということが、後で議論になると思います。つまり、このまとめというのは結局結論を出さない形で、いろいろな意見がありましたという形になっていて、どうとでも解釈できるような形になっていますので、その結論に対して誰が責任を持つのかということを確認していただかないと困ると思います。

日本医師会は、世界医師会に主要メンバーとして、参加をしております。更には世界医師会の中でも禁煙、あるいは受動喫煙に対しては非常に積極的に取り組むという立場で日本医師会も参加しておりますので、この検討会の結論が、非常に玉虫色な形になっていて、最後、都知事の施策に出たときに、世界医師会のメンバーである私も出席しているのに、結局、何も決めなかったという話になってしまいます。

ですので、責任がどこにあるのかということについては、最終的には今お示しいただいたような議会、あるいは知事だという理解でよろしいですね。この検討会にはないということでもよろしいですか。

【梶原局長】 結構でございます。

【今村委員】 私の確認は以上です。

【安念座長】 私どもは諮問を受けているわけでもございまして、決定権限があるわけでもございませんので、あくまでも知事部局の中での一検討会ということでもございますから、この今までの議論の経過は、知事、あるいは関係部局の方々に尊重していただきたいと思いますが、それは我々の希望であって、それをどういうふうになさるかは、まさに知事はじめ関係部局の責任で決めていただくことになると。

もちろん、今村先生がおっしゃったように、それがどのように扱われるかについては我々の責任ではありません。権限でもないけれども、責任でもない、このように申し上げるしかないと思います。ですから、ある意味で知事部局の責任は極めて重大です。

他にいかがでございますか。どうぞ、垣添先生。

【垣添委員】 別な質問ですが、事前にこの第5回の前に送られてきた資料の中で、以前神奈川県知事をしておられた松沢さんの、神奈川県でたばこに関する条例をしかれた事情に関する資料が送られてき、かつ、松沢さんがこの会で意見陳述をしたいというご希

望があったけれども、いまだに返事がないという松沢さんの資料が配付されました。このことについてどうなっているのかお聞きしたいんですが。

【安念座長】 それは、事務局に答えてもらってもいいのかな。

【堅多局務担当課長】 3月20日にお越しいただきまして、いただいた意見書につきましては委員の皆様を送らせていただいております。ただ、事前に意見陳述をしたいということにつきましては、私どもには頂戴してございませんでしたので。意見書として、委員の皆様にお知らせするというので事前に送らせていただいた次第でございます。

【垣添委員】 経緯はそうかもしれませんが、しかし、我が国で初めて県として条例を決められたということは非常に大きな行為だと思いますから、私はこの会のヒアリングの対象として含められるべきだったと思います。今となっては遅いかもしれませんが。

【安念座長】 そうだったかもしれません。私は松沢前知事のお書きになった本は詳細に読ませていただきまして、大変参考になりました。

他にいかがでございましょうか。大井田さん、どうぞ。

【大井田委員】 松沢前知事の意見書が、例えば齋藤麗子先生の資料で、今村先生が出した資料と同じように、この検討会委員に提出したということによろしいんですか。

【安念座長】 同じように……。ああ、はい。

【堅多局務担当課長】 事前に頂戴しておりましたので、皆様のお手元に届けさせていたしておりますので、委員の皆様には目を通していただいているという理解でございます。

【安念座長】 大井田先生は、この第何回でもいいけれども、この検討会の席上、机上に正規に配付された資料として扱われるかどうかと、そういうことをご確認になっているということですか。

【大井田委員】 そういうことです。

【堅多局務担当課長】 事前の資料ということでお配りさせていただいているので、検討会の資料ということではございませんが、意見をいただいているということで。

【安念座長】 わかりました。それでは、申し訳ないんですけども、ここにコピーあるかな。コピーする機能、ありますか。じゃ、そんなに長いものではなかったですね。何ページぐらいでしたっけ。

【堅多局務担当課長】 4ページです。

【安念座長】 じゃ、配ってください、お願いします。資料番号がついているわけでは

ありませんけれども、ご指摘のとおり重要なステートメントですので、これは本日机上で配られた資料であるというふうに認識することにいたしましょう。

他にはいかがでしょう。どうぞ、名取先生。

【名取委員】 取りまとめに当たって、事前に取りまとめ案というのが送られてきて、それに対する意見はないかということで、私は意見をまとめて東京都のほうに送ったはずなんですが、それが今回の資料3の中では……。

【安念座長】 書いていない？

【名取委員】 ほとんど反映されていないと思いますので、確認したいんですが、私の取りまとめに対する意見は無視されたということではよろしいですか。

【堅多局務担当課長】 先生からは、頂戴しており、座長ともお話しさせていただいております。個別の話ではなく、この後のとりまとめ(案)のところについて、大きなご意見を頂戴しておりました。

【安念座長】 私も拝見いたしまして、なるほどと思うところが幾つもございましたので、取りまとめ案の内容及び扱いについての議論の中で、また先生のご議論にも言及したいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

【名取委員】 はい。

【安念座長】 今までの1ページから10ページは、これは事実を淡々と述べたところでございます、先ほど申しましたように、これは非常な労力をかけて行ったディスカッションでございますので、当検討会の成果としてぜひパブリッシュしたいと存じます。そこでですが、これはお諮りしたいんですが、この部分は、提言とか、取りまとめとかいうものがどうなろうと、この検討会の成果としてパブリッシュしたい。これをお読みいただきまして、俺はこんなことはおおよそ言っていないとかいう、そういうところがあれば別ですが、特に大きなご異論がなければ、ここから先の「てにをは」等の修正については、私にご一任いただいてもよろしゅうございましょうか。何度も申しますが、1ページから10ページまでの話でございます。

どうぞ。

【名取委員】 そのことについても、私は事前に意見をきちんとまとめて、こういう形の取りまとめというのは、取りまとめる人の主観に頼らざるを得ない。だから、こういった取りまとめは、取りまとめる個人の主観で取りまとめたことなので、委員会としての取りまとめにはならない。そういうことを意見として述べております。だから、この……。

【安念座長】 1 ページから10 ページまで。

【名取委員】 この1 ページから10 ページまでについても、主観で取りまとめていると、そう見ないといけないと思います。というのは、取りまとめる人によって、取りまとめ方は全然違って来るわけですから。これ、また後で議論になるのかもしれませんが、座長案として取りまとめるなら、私は全く異論はありませんが、委員会としての取りまとめにはならないと考えております。

【安念座長】 さて、それはどういたしましょうね、そういたしますと。

そうしますと、どうぞ。

【垣添委員】 これは11 ページから座長の取りまとめ案が出ていますね。

【安念座長】 これは全然別の話でございます。

【垣添委員】 でも、それを議論した上で、これは委員会でしたっけ、協議会でしたっけ。

【安念座長】 検討会です。

【垣添委員】 検討会としての意見になるんじゃないでしょうか。

【安念座長】 ええ、それはそうなんですけれども、大体審議会というのはいろいろな取りまとめがありますが、一種のファクツ部分と提言、オピニオンの部分とにあらあら分かれるというのがよくあるパターンでございまして、今回の場合は、先生方の登録とともに各団体からのヒアリングをかなり熱を入れてやりました。せっかく時間を割いて来ていただいた方々のご意見ですので、これはこれで当検討会の成果としてぜひ公表したいと思っておりますし、それに基づいて行われました議論についてもぜひまとめて公表したい。

この文は後ほど、いわゆる取りまとめの部分と込みで話し合ってくださいでももちろん結構なんですけど、どうでしょうかね。確かにまとめ方だって個人の主観だというふうにおっしゃるのは、それは理論としては誠にそのとおりでございますが、そのようであると、およそ会議体でのファクツに関する議論というものを取りまとめることができないということになってしまっていて、各団体の皆様や先生方に相当の精力と時間を費やしていただいたものとしては、ちょっといささか忍びないと。私の責任でというのは、それはそれで1つのお考えだとは思いますが、ちょっと私個人の責任でというのはいささか荷が重過ぎます。

荷が重いというよりは、誠に恐れ多いという感じがいたします。確かにまとめ方に主観が入るということは避けがたいこととございまして、そのことは私、名取先生のおっしゃ

るとおりだと思うんですが、いかがでしょうか、ここの1ページから10ページまでの部分については、内容的に大きなご異論がなければ、当検討会の明らかな成果として公にするというふうにさせていただくわけにはまいりませんか。

どうぞ。

【今村委員】 全体の最終的なこの検討会の報告書の構成がちょっとよくわからないので、今の座長のご意見をどう判断するかというところなのですが、意見は意見としてこのようなものがあつたという10ページまでのものと、それから、この検討会として仮の案として座長の取りまとめ案というものも含めて、最終的には報告書にすると。ですので、10ページまでと11ページ以降を別に議論するという、それでよろしいのですか。

【安念座長】 わかりました。それでは、この紙をお配りください。前回ご議論いただきました私の2枚紙でございます。もちろん、これは2枚紙がどうなるかはともかくとして、何かあれに類するものをつけていただくということになれば、この10ページの後につけまして、それと一体のものとして発表するということになります。私が申し上げているのは、前回の2枚紙は、これは主観も主観というか、まさに政策提言でございますから、これはいろいろご議論があつて当然である。

そこで、この2枚紙の扱いとは一応別に10ページまでは、それはそれとして公にしてもよろしいのではないかと思われるので、この点についてお諮りをしたわけですが、確かに全体像がよくわからないということはごもっともだと思いますので、今、紙を配っていただいております。

私の最終的な提案は以下のようなものでございます。前回、この2枚紙をご議論いただいたのでございますが、これは私が書いておきながら大変申し訳ないのですが、1ページから2ページの最初の1から7というのは、どう申したらよろしいのでしょうか、私自身が自分の心の中で納得するために書いたというような、思考過程というほど、そんなに明確なものではないんですけれども。要するに私自身が自分に言い聞かせて書いたというようところでございまして、別にこれは学問的な部分というほど学問的ではなく、とって提言というものでもなく、別にこれがなくても全然困るというものではございませんので、ウェブ上で交わされました先生方のご意見もいろいろ勘案いたしまして、これはなくてもよろしいのではないかと。

つまり、1から7は削った上で、結局この提言という最後のところだけ生かしてはどうかと。つまり、私が今、申し上げました形でイメージしておりますのは、1ページから1

0ページまではもちろんパブリッシュさせていただくとして、今お手元にお配りいたしました修正履歴つきのもので申しますと、2ページの(1)から(4)、これがページ番号はどうなるかわからんけれども11ページとしてつくつくと、こういうようなことをイメージしております。これが私の提案でございます。もちろん、このまま呼応してくれということをお願いしているわけではございませんで、こんな形にできないかなということでございます。

前回ご議論いただきましたが、その場では率直に申しまして、少なくとも提言の部分、(1)から(4)の部分につきましてはそれほど大きなご反対はなかったのではないかと。むしろ、この1から7については、これはそれぞれ先生方、ご専門のお立場からいろいろご異論があった。それは誠にごもっともだと思いますので、ここは私は率直に言って不要かなと。私自身の納得の過程でございますので不要かなと思ひまして、繰り返しになります。前回それほど大きなご異論がなかったやに私は認識しておりました、提言部分の(1)から(4)を最終的に生かすと、こういうことで当検討会としての最終的な態度を示してはいかがなものかというのが、今私が考えているところでございます。

どうぞ、工藤先生。

【工藤委員】　　こういう形で出てきたというのは非常にびっくりしたんですけれども。

【安念座長】　　失礼しました。

【工藤委員】　　まず最初に、1ページから10ページまでのところに関しては、それぞれ団体や何かのご意見をそれぞれ要約したということで、そこには要約する人の多少の主観みたいなのは入ってくるかもしれませんが、これでよければいいというふうにならないと、どういう議論がされたのか全然わからないということになりますから、これはこれで委員会としてこの要約を是認するかどうか、はっきりさせておかないといかんだらうと思いますね。

それで、取りまとめのほうに議論を進めてよろしいですか。

【安念座長】　　もちろん、結構です。

【工藤委員】　　ちょっとその前に、いきなりこれ、縮まっちゃったので当惑していますが、前回、私、伺っていて、いろいろわからないことにぶつかったもので、この際お聞きしたいと思います。前回は、安念座長、法律家という立場で、あるいは村委員も法律家という立場でのお話というふうに伺ったわけです。

その時点では、私も罰則といっても、刑罰と行政罰も区別すらわからないという、そう

いう全くの素人で、法律家の先生がそう言うならそうかなというぐらいの理解だったのですが。どうも、私、いろいろな友人の法律家に聞くと、いや、そんなことはないんじゃないのという意見もあるわけです。だから、これ、本当に法律家としてのコンセンサスを得たような意見なのかどうかというのが、1つ、わからない。

それから、もう一つは、東京都の排ガス規制にしても、それから兵庫県等の条例にしても、これはこの前の議論の中に、兵庫県だからいいけれども、東京都だからというお話がちらっと出たと思います。これは法律論ではなくて、政治論なんじゃないのかなと、そういうことが1つです。これについてお伺いしたい。

もう一つは、受動喫煙について法律がないとおっしゃるんですけども、健康増進法というのがありますね。健康増進法の中には、ちゃんと受動喫煙の防止というふうにしちつとうたわれているわけです。これをもとに条例をつくっていくということに関して、何らそごはないのではないかと思います、これについていかがかということですね。

そういうことも含めて、いま取り下げられてしまったので困りましたが、とりあえずご質問として2つ。

【安念座長】 わかりました。ちょっとよろしいですか。私の限りでお答えいたします。私もロイヤーの端くれではありますが、この問題についてはこの検討会に参加するまで、あまり条例の制定の是非という問題については考えたことはございません。おそらく大部分のロイヤーは私と同じで考えたことがないんだと思います。

ですから、我々の業界全体でのコンセンサスがあるかもしお尋ねであれば、それは多分ないだろうと思います。それはそれで、かなり専門的に突っ込んでいかなければいけないと思うんです。排ガス規制との関係とか、受動喫煙法、その他の法令の問題なんです、まず受動喫煙法について申しますと、一種の努力目標というか、努力規定でございまして、直接に個人というか、国民の権利義務を変動させるというものではございまして、それだけで条例の根拠になると考えるのは、私は難しいと思っております。

排ガス規制とこの受動喫煙がやや違いますのは、受動喫煙を国の法律のレベルで強制力を持って規制すべきだという議論は何度も出ているわけですが、その都度国会の態度は強制力を持って規制するということまでには至っていないと私は認識しております。ということは、国の意思、国家意思は、強制力を持って受動喫煙を規制してよいというところまで行っていないと考えるのが、私は妥当なのではないかと思います。私はそのことの是非を申しているのではないんですよ。是非を申しているのではなくて、国家とし

での意思はそうだというふうに考えられるのではないかと考えてございます。

それを押して条例化するというのは、それはそれでももちろん1つの考えでございますし、都議会がそうなさるなら、それで結構だと思いますけれども、村先生からも前回ありましたように、これは訴訟が起きる可能性は非常に高い。訴訟が起きれば起きたで、もちろん国民の権利だからいいんですけれども、そこで敗訴するということになる、このリスクはなかなか大きいものがございます。おそらくそれは、受動喫煙対策の進行をとどめるだけではなくて、多分後退させるだろうと思われま。私はそのリスクは相当大きいものであって、政治論として考えても相当慎重に検討しなければいけないのではないかと考えた次第です。

ただし、これは何度も申しますように、私ども法律家のコンセンサスとか、そういうものではなくて、私個人の見解でございます。またどうぞ、後ほどご議論ください。どうぞ。

【今村委員】　　ちょっと別の視点で1ページから10ページの先ほどの議論に戻らせていただきます。幾つかありますが、まず、1の検討会設置に至る経緯の書きぶりですけれども、中ほどに「しかしながら、2020年のオリンピック・パラリンピック開催に際し、国内外からの多くの来訪者が、みな心地よく過ごしてもらえよう」とありますが、心地よく過ごせることに反対する人は誰もいませんが、求められているのは心地よく過ごすことではなくて、IOC、WHOも、いわゆるたばこのないオリンピック・パラリンピックの開催ということを求めているのであって、そのことに触れないというのは、そもそもちょっといかがかなと思います。

それから、団体のご意見というのは、団体ごとに主張がはっきりしておりますので、その要約ということで正しく要約されたかどうかというのは事務局と座長のご判断だと思いますから、私はこれでいいと思いますが、委員の意見については事前にお送りいただいたものは、みんな誰がどの発言をしたかというのが書かれていました。今回これをパブリッシュするときには、その個人名を取るということで、これはこれで結構ですが、委員会の立場で言うと、例えば医療界で受動喫煙は本当にできるだけ防ぐべきだという強い主張を持っている先生は何人もいらっしゃいます。

私も重複の議論は避けるために、あえてそこで屋上屋を重ねるようなことを言わなかったこともございますし、同じような意見を申し上げたこともあります。しかし、3つの意見を言ったときに、同じ内容だから1つにして誰かを代表して書いておこうということになりますと、これを見ると、賛成派、反対派があたかも半数、同数あるような、そういう

書き方になっています。これを先ほど言ったように施策に反映するときに、議会の方や、あるいは知事をご覧になると、意見は半々で、真っ二つに割れていると、誤ってメッセージを受け取られてしまいます。

この検討会に参加していて、もちろん少数派の先生の見解もあることは、理解しておりますし、それを抹消するなんていう気持ちもありますが、そうは言いつつも、大多数の方たちがどのような意見を持っていたかという重みづけがここできちんと反映されるような取りまとめにしていきたいと思います。

【安念座長】 なるほどね、はい。わかりました。どうぞ、大井田先生。

【大井田委員】 工藤先生の発言したことの続きですが、私は法律論はわかりません。だから、厚生労働省官房総務課に条例をつくることの意味はどうかということ聞きに行きまして——これは公式見解ではないので、非公式ですが、回答は別に構わないんじゃないかということでした。上乘せ条例なんか山のようにあるじゃないかということでした。例えばたばこのポイ捨て条例ですね。

【安念座長】 そうです。

【大井田委員】 神奈川県条例もそうですね。それに対して総務省は何か言うわけでもないし、厚生労働省は何か言うわけでもないから、それはそれで認めているのではないかというお話でございました。健康に関しては、訴訟が起きても、私はやはり条例をつくっても負けないのではないかと考えています。例えば、旭川市国保訴訟というのがありましたが、かなり強引な判決だと思います。最高裁は健康のためには少々の自由はやむを得ないという考え方ではないのでしょうか。国保という契約という行為を、払わなければいけないのかという訴訟ですが、最高裁は支払えという判決を出しているわけです。だから、国民の健康のためには、今の判例から考えると負けることはないのではないかと考えています。

【安念座長】 何度も申しますように、別に学会に通説があるわけではないし、これは自然科学の先生方からすると、おまえたち、そんなことをやっているのとおっしゃると思うんですが、法律の解釈論というのは学問とか、科学とかいうようなものでは全然ございません。あえて言えば、一種の気合いなんです。気合いでものを言っているだけなんです。ですから、どんな見解でも成り立ちます。

先生がお問い合わせになった見解、私も十分成り立つと思っています、十分。つまり、何ていうか、十分成り立つ全く違う議論が併存し得るといって、そういういいかげんな業界

なんです。ただ、旭川の判例は、あれはいろいろな含意があると思うんですが、憲法上の租税法律主義というものとの関連で、要するに住民の負担が一応条例から一義的に導かれるかということが中心的な論点となりましたので、あの判例から直ちに、健康の問題だから条例で厳しい規制をしていいということを守ることにはならないとは思いますが、しかし、それは1判例から導けないと言っているだけの話であって、他の論拠から導けないのかとなれば、私はそんなことはないと思います。

私は保守的に議論をしたと、ただそれだけのことでございます。大井田先生のご議論、あるいは大井田先生がお聞きになったご議論というのは、私は十分成り立つと思っております。

どうぞ、垣添先生。

【垣添委員】 私は、先ほど工藤委員がご指摘のように、健康増進法、そういう法律があって、その中で受動喫煙を防止するということが明記されているわけですから、やはり東京都が条例を作ることは、何の問題もないと思います。できれば罰則をつけてほしい。そこに至るまでに、先ほど今村委員がご指摘のように、全ての意見を重しづけをしないで並べているというのは、私も全く同感です。

それに関して言うと、前回両論併記は避けてほしいと私、何度も申し上げたつもりです。大勢はこうであったが、一方、それに反対するこういう意見があったということを明記していただくのが大事なのではないかと思います。私はこの会の結論としては、やはり条例化を求めている人が非常に多いと思っています。

【安念座長】 なるほどね。わかりました。

他にいかがでございましょう。どうぞ、工藤先生。

【工藤委員】 これまで4回の会議によって、条例化に反対される方というのは、やはり少数なんですよ。これ誰が見てもそうだと思います。傍聴されている皆さんだって、おそらくそういうふうを感じていると思いますよ。ですから、これは座長が前に言われたように、両論併記みたいな形ではまとめたくない、あるいは足して2で割るということはしたくないとおっしゃったと思いますけれども、やっぱりそこは非常に重要な事実ですから、もう少しきちっと明確にされたほうがいいのではないかというのが1つですね。

それから、もう一つ、この取りまとめの部分が大幅に割愛された部分に関しては、もちろんこのまま1から7までが存在した形では、到底私は容認できないと思います。なぜならば、ここの最後のところに、今回の検討会はそれはそれとして、一番最後に条例化を推

し進めて受動喫煙防止対策を再検討することと書いてあるわけです。ですから、再検討の機会を想定しておられると思いますが。

【安念座長】　　そうです。

【工藤委員】　　この1から7までが検討会の考え方、取りまとめとなりますと、次の再検討のところまで、これ縛らないとは言えないと思いますので、そういう意味では、私はこれはないほうがベター。ただ、ベストは、この検討会でやはり都知事は条例化をすべきであるというふうに、ちゃんと高らかにすべきだろうと私は思いますけれどもね。

【安念座長】　　はい、わかりました。他にいかがでしょうか。

【堅多局務担当課長】　　先生、意見書をお配りしてよろしいでしょうか。コピーが終わりましたので。

【安念座長】　　ああ、そうですか、お願いいたします。ありがとうございます。工藤先生からのお叱りもあろうと思って、1から7を取らせていただきました。もうちょっと練るべきでした。委員の意見の分布がこうであったということについて、その意見の内容とともに、比重と申しましょうか、その多さというか、そういうのを書くというのも、これはこれで事実を書いているわけだからちっとも構わない。ここはとにかくできるだけファクチュアルでありたいと思いますので、事実を書くのはちっとも構わないと思うんだけど、さて、実際に書くとするとどういうふうに行けばいいかな、何か知恵、ありますか。

【堅多局務担当課長】　　今回まとめさせていただいたのは会議録、議事録から皆さん、委員のご意見を抽出させていただいております。

【安念座長】　　そうそう、抽出しているわけだね。

【堅多局務担当課長】　　様々なご意見を頂戴しましたが、受動喫煙に関してのご意見を抽出させていただいて、それほどはまとめておりませんで、できるだけ多くの意見をとらせていただいておりますので、そこを見ていただいて、またご意見がございましたら頂戴できればと思うんですけれども。基本は、これまでご発言いただきました議事録という形でございます。

【安念座長】　　例えばですよ、例えばの話だが、1例を申し上げているだけです、3ページに「(2) 全面禁煙化に関して」とありますね。確かにここで全面禁煙にすべきとして、次のような意見があったとある、そして、次に慎重論があったと、まるで1：1に分かれているようじゃないかということであったと思います。そもそも例えばの話ですが、この(2)の「全面禁煙化に関して」、複数の委員から全面禁煙にすべきとして次のような

意見があったというふうに、全面禁煙にすべきというところに、例えばの話「複数の委員から」というふうには書き加えることによって、マジョリティーであったという気持ちをにじませると、こういったようなのはいかがでしょうね、例えばの話で。もっとよい知恵があったら、どんどん出していただくといいと思うんですが。

【垣添委員】 そうしますと、全面禁煙に対して反対するほうはどうするんですか。

【安念座長】 ですから、書かないわけですよ。

【垣添委員】 そっちは数を書かない？

【安念座長】 書かない。だから、それによって対比をすると、どっちが多かったかという事実自体は何となくわかると、こういう一種の小笠原流で行くのはどうかかと。

【工藤委員】 これは、少なくとも多数の医師委員からとか、医療関係、医師、これは事実だと思えますよ。これ、反論されたのは数をあまり言いたくもないけれども、おられないですよ。もちろん、強いご主張もありましたけれども。だけれども、圧倒的に多数はやはり健康に害があるという考え方に立って、条例化を進めるべきだというご意見なわけですから。やはり、このところは前文に書くか、何かまとめの最後のどこかにちゃんと入れないと、やっぱりおかしいですね。ただ…

言葉がずっとあって、こういう意見があった、ああいう意見があったと、これで面積的というか、行数的には全くイーブンの意見みたいになってしまう。

【安念座長】 どうぞ。

【今村委員】 先ほど工藤先生から、いわゆる罰則付きの条例をつくることに賛成か、反対かという意見もあって、私ども、思いはいろいろありますけれども、今までの議論を見ていますと、きちんとした結論、全員一致の結論はおそらく出ないのではないのでしょうか。ですから、少なくとも何人が賛成して、何人が反対したということを、はっきりとこの検討会のとりまとめの中に書いていただければいいのではないかと思います。それがないと、本当に抽象論で、賛成派、反対派、いろいろいるんですねで終わってしまいます。

今日は鈴木委員お見えになっていませんけれども、この前の議論でのご発言は、本当に慎重論、反対論として述べられたのでしょうか。現状はスポーツ選手の中にも残念ながら喫煙している人が非常に多いというのは事実なんだと思いますが、やはりそういうことを是認することはできないので、苦渋の判断としてこういう物言いになっておられて、I O Cがそれだけのものを求めているのに、日本のオリンピック委員会が全面禁煙化に反対だということを実際に言えるのでしょうか。今日はお見えになっていませんからあれですけ

れども、ここに反対論という書き方で挙げるというのは、私はちょっとおかしいのではないかなと思います。

最後に、ぜひとも条例をつくることに賛成なのか、反対なのかということを委員一人一人の意見として聞いていただいて、それをファクトとして載せていただければいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【安念座長】 なるほどね、それも1つのお考えでしょうな。どうぞ。

【垣添委員】 私も今の今村委員のご意見に賛成で、やはり最終的には決をとられるべきではないかなと思います、そういう意見が多数あったという曖昧な表現ではなくて。

【安念座長】 なるほどね、どうぞ、野田先生。

【野田委員】 すみません、話の流れが今来たので。そのときに、先ほど来たときの安念先生のお考えや、いろいろな法律界のこの地域性や何かも含めた条例化の是非という、その法律論的なところは置いておいて。それは、つまり反対の理由はいくらでもできてくるわけですよ。法律論的にそれは難しいんじゃないかというのと、本当に受動喫煙は全く働いている人の害にもなっていないというふうにお考えになるというのがあれなので、それは1つ手前のところで、本当に法律論的なディスカッションは、本当にここで決めることが民意を反映し、さらにいわゆる裁判や何かに備えてまでの一番ベストな法律論がここで下せるかどうかは、残念ながら私はちょっとわからないと思うんです。

なので、法律論のところは置いておいて、当然単純にその後問題があるかどうかは次の法律論に待つとして、神奈川がつくっているときに、東京もこの機会につくるべきだというのに対して賛成なのか、反対なのかというところでとっていただく。その数字がわりと、非常に素直な反映だと思いますので、そこだけちょっと。最後、法律論で何となくつまずいた形があるので、すみませんが。

【安念座長】 どうぞ、細野先生。

【細野委員】 今までのお話を聞いていたのですけれども、どのような都市ビジョンというものを我々が一致して考えるべきか。その都市ビジョンの中で、じゃ、どういうポリシーを持った方がいいのか、それを実現するにはどういうポリティクスがあるか。そこはポリティクスが一番最初のところにあったように、知事が考える、あるいは決定機関である議会を含めて考えればいいだけの話であって、我々はロジックとサイエンスに基づいてどういうポリシーを提示するか、これが検討会に付託された一番大事な役目ですよ。

そうすると、私は疫学的などうのこうの議論にかなり時間が割かれましたが、これは国

の議論では10年前に終わっています。なぜそこからやらないか、限られた回数の中で。罰則付き条例の是非を巡っても法律論になりました。さっきも話がありましたが、訴訟のリスクがある。いいじゃないですか。あってもいい。どういう都市ビジョンを我々は持って、オリンピックというのを迎えて世界の人たちに、東京という都市はこれだということを見せる。そのところを議論しないで、細かい議論をごちゃごちゃ言たっでしょうがないと思うんですよ。

罰則付きの条例も、完全なる分煙を考えたら、これは必要だと、1つの有効な手段なんだ、もしもそれ以外の分煙手段が不完全であるという形だったら、それは罰則つきでなければ効果がないんだと結論付けるならば、そこまで持っていかなければいけない。そのあたりをどう考えるか、東京という都市のあり方、姿勢も含めてもっと大きく考えてほしいと私は思います。

【安念座長】 他にいかがでしょうか。どうぞ、どなたでも、ここは最後ですから存分に議論いたしましょう。

【大井田委員】 1ページから10ページをどうまとめるかという今日の議論を加えるということは、文章は変わるわけですね。

【安念座長】 そうです、もし加わるとすれば。

【大井田委員】 そうすると、改変した案を私どもに投げただけののでしょうか。それとも、座長一任でしょうか。

【安念座長】 いえ、それも含めてお諮りしています。

【大井田委員】 ということは、これで終わらないということですね。

【安念座長】 もう一回やるということであれば、それは終わらないということです。

工藤先生。

【工藤委員】 これは、今相当な意見が出ておりますし、そして、座長のまとめられたあそこも大幅に真っ赤になって削除されていますし、もう一度、少し事務局で取りまとめていただいて、私はもう一回やったほうがいいと思いますよ。ここで議論をしていますが、文言のあらわし方とか、いろいろ文章論的な問題も入ってくるので、そうされたほうがいいんじゃないですかね。

【安念座長】 大井田先生。

【大井田委員】 私も今の意見に賛成です。ただ1つ心配なのは、予算はあるのですか。会を開くのに予算がありますかということを知りたいです。

【安念座長】 それはいいじゃないですか、予算がなければ手弁当で集まりましょう。

【大井田委員】 わかりました。

【安念座長】 ただ、問題は、我々はいいいけれども、事務的に年度をまたぐことは可能かどうかで、これは我々の一存では決められない。

【笹井保健政策部長】 年度はかわりますけれども、もう一度ということをございましたら、また開催させていただきたいと思います。

【安念座長】 だそうです。他にいかがですか。どうぞ。

【大井田委員】 要するにもう一回、今の今日の意見をまとめて、例えばJOCとIOCの話も、もう一回、今村先生がおっしゃったことを含んで、改変した案をいただけるということに理解してよろしいわけですね。

【安念座長】 それは、もしもう一回やるのであれば、その文案についてももう一回メールなりで回さなければなりませんので、そのときにつけ加えていただくなら、つけ加えていただければいいと思います、もしやるならですが。

さてね、しかし、どうしたらいいかな。どうぞ。

【今村委員】 よろしいですか。やるのならというご発言がありましたので、私も委員として、もう少し議論をしたほうがいいと思いますので、工藤委員の意見に賛成をいたします。

【安念座長】 他の先生方、いかがですか。どうぞ。

【垣添委員】 私はもう一回やってもなかなか意見の集約は難しいと思います。ただ、これはまだ不十分だとは思いますが。例えば先ほど例に挙がっている3ページの全面禁煙化に関して、賛成と反対がほぼ並列されているというのは、明らかに私はおかしいと思います。

【安念座長】 なるほど。

【垣添委員】 先ほど決をとったらいかがかというのは、そういうことです。

【安念座長】 他にいかがでしょう。どうぞ。

【野田委員】 今の、またこれからやってもというお気持ちもよくわかる。私は根本的にもっとやるべきだと思うんですけども、今からやってもという1つのポイントは、やっぱりこのまとめぶりを見ても、団体を選んで、その団体が言われたことを真摯に書き込み、委員を選んで、その委員のそれぞれの意見の根本的なところを独自に書き込み、そこから先の、いわゆるそうなってからの意見の交換や、考え方のぶつけ方や、それにあわせ

てどういういいものをつくっていかうかというプロセスがこの検討会にないから、初めてこの文になったときに、何をつくらうかということで、今やっている。

【安念座長】 まあ、そうなりますね、そうそう。

【野田委員】 そこで、今ここにいて最低限のコンセンサスは、そういうものをマージさせて、より1つ上の意見をというのに行く前に、少なくともここで出た意見のマジョリティーが何であり、マイノリティーは何でありというのが反映される形でなければ、まとめることはかえってネガティブである、問題があるというところは間違いがない意見が、今はそこまでは来ていると思うんです。

問題は、もう一回やることで、そういうまとめ方はよくなる、その意見をどう反映するかというまとめ方にはしていただけるということで、もう一回やるのはいいのではないかと私は思います。ただ、そういうそれぞれの意見が本当にマージして、残念ながら、さっき細野先生が言われたように、もっと我々が望むビジョンを、みんなの意見を取り込んで、本当に見えやすいもの、将来性のあるものにするというところまで考えると、垣添先生が言うように、あと一回で本当にそれはできるんだろうかという形になると。大体そういう感じだと思います。

なので、座長も今はリードしていただいて、どういう形のものを出すのか、そのためにはどういう話し合いが必要で、それは1回資料を直してのやりとりで、もう一回集まることで達成できると今のご意見でお考えになるかというところだと思いますけれども。

【安念座長】 うーん、困りましたな。全然関係ないんですが、私ちょっと、ここ数日腰痛でして、持病なんです、これが年だからしょうがない。こうやってきちっとした格好をしていると全然何でもないので、妙な格好をするとぴりっとなっちゃって。なかなかこういうときって、人間、気力が衰えてしまっ、さて、まとめられるもんかなと。もともと、私はまとめるのは無理だなと、率直に言って思っていたのですね。

ただ、今承ったところでは、私、何度も申しますように、提言というのは、ある一定の意見からこういう提言をしたいということなら、私はわりに書くのは簡単だと思うんです、まとめるということを考えなければ。むしろ今回の紙でいえば、1ページから10ページまでどういう議論があったかということをしちゃんと伝えるということが、我々の検討会にとってのミッション・ナンバーワンというか、重要なミッションであって、これはきちっとしたいと私も思います。

その意味では確かにあれなんです、もう一回やるかどうか、私もどう考えていいのかよ

くわからないんですけれども、例えばの話、どれくらいの意見の分布であったのかとか、そのような点については確かにもうちょっと書き加えるというのが、これは事実としてより正確を期すという意味では、確かにあるなという気は確かにしております。ただ、条例化の点とか、もっと根本にさかのぼった点についてまとめるというのは、少なくとも私の力量ではだめだということは先生方もよくご案内のとおりでございます、これは回を重ねても同じ意見の応酬になって。

非常に私、率直に申しますと、禁煙派と、アンチ禁煙派のご議論というのはこの場だけではございませんけれども、やや太平洋の両岸から射程30キロぐらいの大砲を撃っているというイメージでございます、これはとても双方がハワイに届いて合戦になるというものではなさそうな感じはしております。私の力量不足の言いわけになってしまっ大変申し訳ないんですけれども、その点ではなかなか難しかろうなと思います。

ただ、何度も申しますように、ここの議論は議論を尽くすということが本当は重要だと思いますので、もっと文章の書き方であってもブラッシュアップすべきであるというのは、これは私もごもっともと存じました。

他にいかがでございますか、どうぞ、野田先生、もう一度。

【野田委員】 いろいろな意見の方がいるし、それは少数派だったり、多数派であるけれども、やはり先を目指して、こういう意見があるんだというのは残さないと、強いメッセージとして残せる提言にしないといけないと、それが責務だと思っています。予算委員会のを全部聞き直しましたが、松沢さんが出てきて、ああ、何となくこれだったんだと僕は思いましたけれども、舛添知事が意気地ないと、あんなことを言って。それで、おまけにあそこで、あまり名前を個人で出すとあれだけれども、それは東京都は諦めているんじゃないですかと言いました。それは意気地なく諦めているんですよと。国でやらなきゃだめですよと言われて、ああ、そういう持っていき方だったんだと、僕はそのとき初めて思いました。

次は国でやらなきゃだめなんだと。でも、そのときの厚生労働大臣、あるいは安倍総理の答えは、いや、東京都はまだ検討を重ねていますと。まだ検討を重ねているんだから、それは東京都のことをじっくりと待ちたいと思いますという言い方で、それは本当に待っているかどうかは知りませんが、私は。そんな陰のことはわかりませんが、ちゃんとした国の委員会で待っているのに対して、話しているのは、ここで今話しているんですから、やっぱり国民のために責任が全員があると思わないといけない。

だから、まとめてどうなっちゃうかということを考えるよりは、やっぱりここでのメッセージをきちんと発する形にしないと。それで、例えばその次、法律論になろうが、あるいはそういうことであれば、どうやったらそれを実現できるのかという違う動きがあった場合にも、きちんとしたレファレンスになるようなものとして、事実を書いただけでなく、その次のメッセージ性を持たせるものをやらないと、やっぱり検討会の委員として働いた責務が、私は果たせないと思います。

それを果たせないと思うことが、少数派に対して押さえ込むことだということになるとは、民主主義の社会ではそうなるとは思わないので、やっぱりもう一つ踏み出さないと責務が果たせないと、私は感じます。

【安念座長】 なるほど。いかがですか。

【名取委員】 大多数の意見はこうであったと、その意見の内容にウエートを置かなければいけない。雰囲気はそうであったというふうに、客観的にこういう事実であったということを報告するというなら、それはしようがないんですが、ただ、そういうふうなまとめ方にしたって、結局誰かがまとめる段階では、その誰かの主観がかかわってくるわけで。

【安念座長】 それはそうです。

【名取委員】 ここで私、意見書の中で述べておいたんですが、この会議の1つの特徴は、私はいろいろな会議に参加しているわけではないんですが、たまたまこの会議に出席して感じることは、さまざまな意見をたくさん集めた、それは大きな成果だったと思うんですよ。ただ、それぞれの意見に対してその賛否を問うとか、この意見はどうだというような議論はほとんどなされてこなかった。

ですから、結果的には意見の羅列、意見をずらっと並べるだけに終わった、そう考えたほうがいいと思うんです。たくさん並べられた意見をどうやって集約するんだと。集約できるというのは、それぞれの意見について議論が交わされて、お互い議論して、合意点に達したときは集約に至るのであって、議論をされていないのに集約するというのはそもそも無理だと思うんです。ですから、私は幾ら回を重ねて、もう一回やったとしても、結果的には同じようなことの繰り返しになると思います。

それともう一つ、重要な点は、この会議は公開でなされた。だから、誰がどういう発言をしたか、その場はどのような雰囲気だったか、それは全て公開されているわけです。それを改めてまとめる必要性がどこにあるのか。議事録もちゃんと公開されています。議事録を読めばどのような議論がなされていたかというのがわかります。ただ、便宜上、1ペー

じぐらいでまとめれば簡単に参考にできる、そういうメリットはあるかもしれませんが、そうやってまとめたものだけがひとり歩きする懸念もあります。そうした懸念を考えるならば、やはりさまざまな意見が出たけれども、議論が尽くせなかった、集約されなかったで、取りまとめを行えばいいかと思います。

【安念座長】 なるほど。それは一向一案でしょうな、確かに。結論は出ませんでしたという結論。どうぞ。

【今村委員】 まさしく、議事録を全部読んでくださいと言えば、それはみんな一言一句書かれているので、それを知事や都議会議員が全て読まれ、施策に反映していただけるのであれば、それはそれでよろしいかと思えますけれども、現実的にはそんなことできませんので、どう意見を書くかという話で議論をしているのだと思います。

【安念座長】 そうですね。

【今村委員】 座長が前にもおっしゃいましたが、そもそも本来は国がやるべきことなのです。日本は国際的にたばこ規制枠組条約を結んでいます。個人の意見は意見として皆さんあると思えますけれども、国が国際的に条約を結んでいるわけです。その大前提を忘れて、個人の主観的な意見をいくら言っても、私もある意味個人の意見をここで述べているわけですが、大きな枠組みを無視して議論するというのはそもそもおかしいのではないかと思います。

先ほど野田先生がおっしゃったように、国と都が押しつけ合っていて、どっちが先にやるんだみたいな議論に結局なっちゃっているわけですね。そうなんだったら、やっぱり東京都はオリンピックとパラリンピックを開くということを決めたわけですから、それを求められていることを全く無視していいのかという、そういう大きな大前提の話だと私は思いますけれどもね。

【安念座長】 なるほど。どうぞ。

【大井田委員】 野田先生のおっしゃった予算委員会は、私も聞いていたのですが、あれは塩崎厚生労働大臣が都に対して指導するような発言を私はされたのではないかと思います。

【安念座長】 ああ、そうなんですか。

【大井田委員】 雰囲気的には、かなり国もやる気だなと私は感じました。これは主観ですが。

【安念座長】 どうぞ。

【野田委員】 そう長い答弁ではなかったのですが、塩崎さんの場合のは、はっきりはわかりませんが、進めようとしている内容、つまりそれが扱いたくないから、まだ都がやっているんだからというイメージではなかったですね。やはり、リーズナブルなものであって、国が責任を持つか、都が責任を持つかはともかくも、まだ条例化を諦めているものではないというふうに理解をしているというふうにおっしゃったと思っています。

それから、今の名取先生のですけれども、まあ、取りまとめするのは当たり前の話ですね、それは全然。公聴会じゃないんだから、議事録があれば済むんだったら検討会は要らないし、名取先生が出てきて、参加団体のお1人としてただ意見を述べればいだけであって。それから、議論をして、それが何もないというふうにおっしゃるけれども、それはまた個人のとり方ですから、取りまとめが必要なのは検討会の委員としては、それは私は絶対に必要であると。

それをどう取りまとめるかの議論をしているのであって、それにどれだけメッセージ性を持たせるか、影響力を持たせるかという話をしているので、取りまとめる必要が全くないのであれば、初めから検討会の委員としての責務は果たせないというふうに私は思っています。

【大井田委員】 そうだと思います、取りまとめるべきだと思います。インタビューを並べるだけのまとめではないわけですから、委員会の取りまとめ、つまり最後の3つをどうするかということじゃないかと思います。

【安念座長】 私は、塩崎大臣がどういうご答弁、あるいはお考えかは存じませんが、私の聞いている限りでは、厚生労働省としては特に労働安全衛生、安衛法と言われている世界、あれはいろいろな有害物質については非常に厳しい規制を職場については設けているわけですが、それとの並びで受動喫煙についても強制力を持った規制をしたいと、いずれせねばならないという考え方はあると聞いております。

すみません、私ばかりしゃべって申し訳ないんですが、今条例化について直ちに結論は私個人は出せそうにないと思って書いたわけですが、少なくとも1年とか、2年とか待てば、単に先送りというのではなくて、私はかなり情勢がかなり変わるだろうと思うんです、国の立法の意欲も含めてです。そのときには、どちらの方向になるかはともかくとして、もっとディサインプなとか、より決定力のある決定ができる環境が整っているのではないかと考えて提言の最後のところを書いたわけで、単純に先送りしようということではございません。それまでに理論的な、あるいは実際的な準備を相当したほうがい

いだらうという考え方でございます。

すみません、工藤先生、お待たせいたしました。

【工藤委員】 私も前に安衛法関係の仕事をやったことがありますけれども、安衛法をいじるというのは、実はこれは最後の最後の大変難しいもので。

【安念座長】 そうですね、おっしゃるとおりです。

【工藤委員】 少なくとも、日経連、経団連、商工会議所及び連合が合意に達しないと、これは変わっていかないといいものですから。

【安念座長】 全くそのとおりですね。

【工藤委員】 やはりそれに比べて、これは条例というのは、それぞれの自治体がある範囲の中で認められてやればいわけですから、これの法律論に関しては、私は正直言って、安念先生を別に信用していないわけでもないんですけども、法律学者の中にもいろいろ見解があると。

【安念座長】 もちろん、そう思います。

【工藤委員】 そうであれば、何人かの法律学者の方に参考人として出ていただきたいとも思いますし。それから、あるいは、条例を実際つくられた1つの見解を持っている松沢成文さんにも、参考人として意見陳述をしてもらいたい。そういったようなプロセスを経て本当は議論をしなければならないんだけど、これでは長過ぎるということであれば、今日の議論を十分踏まえて事務局のほうでもう一度案をつくっていただいて、それを皆さんに諮って、次の回で取りまとめると。

最終的には、ここにあるように条例化を見据えて受動喫煙の防止対策を再検討すること、そこに落とすしかないだろうと。だから、もしここで条例化の提言というところまで本当に踏み込むのであれば、私は最初に申し上げたようなプロセス、もっと何回かやらないと、どちらを選択しますかという話になるだろうと思います。ただ、確かに今、座長がおっしゃったように、あと2年後ぐらいたつと状況が変わってくるかもしれない。ただ、そのときに、今回の議論が足かせになったのでは困るという意見です。

【安念座長】 もちろん、そうです。

【工藤委員】 やはり、今回の議論の状況をより正確にまとめたもの、さっき言った少数意見、多数意見というのは、はっきりしているわけですから、そういったようなものも含めて、まとめていただくということしかないだろうと思います。

【安念座長】 どうぞ。

【今村委員】 これは個人的な意見ですけれども、最後にどういうまとめ方にするかは座長の判断だと思いますが、できれば、ゴール自体は明示していただきたいと思います。この4番目の書き方は、単に議論を先延ばしするのではないということで、そのとおりだと思いますが、結果的にそうになってしまうと困りますので、到達するゴールはこうであって、それに向けてこうあるべきという書きぶりにすべきで、本来4番が一番先頭に来るべきだと思います。

【安念座長】 そうかもしれません。

【今村委員】 そうした上で、再検討というのは、別に検討会を設置して検討するというのではなくて、条例化を見据えた受動喫煙防止対策をある年度までにもう一度再検討するという意味で理解すればよろしいですか。

【安念座長】 全くそうです。私は、先ほども申しましたように、法律家の見解が分かるだろうということは、これは全然そのとおりだと思っています。ただ、どっちにしろというか、条例をつくるとなりますとおそらく相当の準備が要ります。それはとても、ここで条例をつくりましょうと行って、それじゃということはできませんので、その準備期間という意味でございます。

【今村委員】 あともう一点、希望を申し上げるとすると、2020年オリンピック・パラリンピックに向けてという後に、国の動向やガイドラインに基づく対策の効果を踏まえという、いわゆる制限といいますか限定、条件が入っていますが、主語と述語をもっと明確にした上で、都としては、国を見て、国がやらなければやらないと読み取れるようなものではないほうがいいと思います。国の動向も見えていくという表現があるのはいいと思いますが、国に対して積極的に働きかけるべきだとしていただきたいと思います。

【野田委員】 よろしいですか。全く今村委員の意見に賛成です。特に僕、これ来たときでわからなかったんですけども、今の話だとすると、4だけわざわざ工程表がつかれませんかと書いてあるように見えるんですね、1、2は工程表をつくって、4はつくれないだろうなど。

【安念座長】 ああ、そうですか。

【野田委員】 これからの出方次第だなど。さっき言った先延ばしというのに聞こえちゃうのはその辺があるので、やっぱりここに置くんだったら、こういう因子がわからないから工程表はつくれないんですよというふうに説得していただければ、私としては、ああ、工程表は無理なんだなど。でも、今言ったように、ここに書いてある内容だと、工程表の

具体性に違いは出るかもしれないけれども、ある程度の工程表がつかれるのであれば、これを一番前に出すと。後ろにあると、わざわざそういうふうなイメージに聞こえます。

【安念座長】 どうぞ。

【細野委員】 私も同感です。先生が提言の（１）のところに、国に少し一歩前進してほしいと書くから（４）に来るんですよ。そうでなくて、まず４を持ってきて、最後に４として、１から３までの内容についての工程表を提示してくださいということですね。最後、私は都市ビジョンと言ったのは、国がどうのこうのではなくて、グローバルシティとしての東京都はどのような姿勢を示すのかと、そこに支柱がないと何もならないわけですよ。クラゲみたいなものです、何の提言にもならない。脊椎をちゃんとしないとだめだと思いますね。

【安念座長】 腰痛を病んでいる私はよくわかります。そうすると、今までの何人かの先生のご意見だと、むしろ４が一番最初に来るべきではないかと、こういうことでございますが、言われてみれば。ただ、僕は工程表は２０１８年と尻を切っちゃったので、逃がさないぞというつもりで書きました。むしろ、工程表のほうが、とにかく工程表をつくれればいいんだから、そんなことはないだろうけれども、１０年先までを見据えても工程表だろうと。

だから、むしろ１、２はそうそうこうやってやれと言ったって、予算のことも裏づけ、必ず金の話は出てきますから、そうそう簡単ではないので、工程表で許してやろうというのは変ですけども、それで勘弁して、条例化の検討については、２０１８年でとにかく尻を切ってやってもらおうというつもりで書きました。２０１８年といたら３年あるじゃないかとお思いになるかもしれないけれども、これはやっぱり僕の直感では、この条例の制定を技術的に詰めていくには相当の力わざというか、汗をかかなきゃならんだろうと思って書きました。

【野田委員】 そうなったときに、２０１８年までにの一番けつは、再検討することになっているんですよ。２０１８年になるときに再検討すれば、これで足りちゃう。また委員をいろいろ選んで、５回たったところで、これじゃ足りないと続けていけば、それで済んじゃうので。やっぱり都としてのビジョンを示せとか、あるいは条例化に対する判断を下せという、それが例えば安念座長だと、そこから半年かかるでしょうだったら２０１９年でもいいですけども、でも、とにかく再検討することだと、１回棚にしまって、また出してきてという懸念がどうしても拭えない。工程表もないと。

【安念座長】 再検討じゃなくて、目指すことではないかと思ったんですけれども。

【野田委員】 やっぱり今出せなかった結論を、それで、おまけに安念座長は、それまでにはこの工程表の脇にある国の流れも、もっといろいろなエビデンスが出てくるのであろうというのであれば、工程表と同時に、その工程表の中に都としてのいわゆる条例化をとにかく決めると、白黒決めると。やらないんだったら、やらないとはっきり知事は言う。約束したけれども、できない、やらないというふうに言うということだと思えますけれども。

これ、再検討するが下にあるので、さらにちょっと気になったんです。

【安念座長】 なるほどね。どうぞ。

【垣添委員】 私も再検討というのは非常に曖昧で、嫌な言葉だと思います。これを入れることによって、この提言がぐっと弱くなってしまいます。やはり安念座長が言っておられたように、国も今後の動きで情勢は随分変わってくるだろうと。だとしたら、現在のこの検討会での結論というのは、やっぱり国を動かすだけの強いメッセージ性を持っていないといけなと、私は思います。

【安念座長】 なるほど。他にいかがでしょうか。どうぞ。

【大井田委員】 もうこの提言のところに意見が来ていますので。

【安念座長】 もちろん、結構です。

【大井田委員】 条例化といっても、私は過去のオリンピック、北京や、ロンドンや、リオデジャネイロと同じように条例化をすると記載すべきだと私は思っています。つまり、はっきり言えば罰則をつけるべきだと思います。罰則をつけると記載すると、大変きつい言い方になりますので、少なくとも過去のオリンピックは十分参考にしなければいけないというような記載にすべきだと思います。

事実、韓国も今度冬季オリンピックをやるので、4月から法律をつくって禁煙か何か対策をすと言っていました。やはりどこのオリンピックもたばこ対策をやるわけで、我が国だけはやらないというのはまずいのではないかと思います。条例化をしないことは国際的に恥をばらまくような気がします。座長の名前が残ってはいけないと思っています。

【安念座長】 いえ、私の名前はいつでもよろしいんですが、そうね。

【大井田委員】 国際的に見て恥ずかしいことはできないということを書いたかったです。

【安念座長】 ごもっともだと思います。

【大井田委員】 それからも一つ、1番の財政的支援を行うことですが、これは何回か前のこの会議で、たしかどなたかの先生が言ったかと思いますが、「そんなのもったいないじゃないか、ですから全面禁煙するのが早いじゃないか」と言われた記憶があります。血税をこんなことに使っているのかという意見があったと思います。財政的支援、削るべきじゃないかと思います。

【安念座長】 じゃ、今村先生、野田先生。

【野田委員】 全くその点だけ、財政的支援を削るべきだと思います。逆に条例化のほうに罰則付きの全面禁煙で、罰則がつかないんだったら、こっちの財政支援も削るべきだと思います。何となく方向性を暗示してしまいます。

【安念座長】 今村先生はいかがですか。

【今村委員】 冒頭申し上げましたように、この検討会で、例えば提言というものが出されたときに、それがどう取り扱われるかということで、そのメッセージをどう受けとめられるかというのは、行政の長である知事の判断であり、あるいは立法府である議会の判断であるとのこと。そこがどういう判断をしたのか都民、あるいは国民、世界が見ているわけで、そういう判断をされる方たちには、相応の責任が生じます。

私どももこの検討会に委員として参加している以上、先ほど野田先生もおっしゃったとおり、委員として何を言うべきか、何を主張するかという責任を持って発言しているつもりですが、検討会の結果、あるいは提言をどう判断されるかというのは、知事あるいは議会がされればいいと思います。それを世界、あるいは国民が見ている、それだけのことだと思いますので、何となく、しっかりとしたメッセージを出していただきたいということを、改めて申し上げたいと思います。

【安念座長】 さて、そろそろまとめなきゃいけないんだが、どうやってまとめたらいいかわからない。それでは、事務局はどう、もう一回、渋々だろうけれども。それは、極めて渋々だろうけどさ。とにかくもう一回会合を開くことは可能かどうか。梶原さん、それはこの場でだめですとは言いきいだろうけどさ。

【梶原局長】 もちろん、委員の先生方の議論の中で、今お話があった中でということですので、それは調整をさせていただきたいと思います。今回の検討会というのは、今最終的なメッセージというのは、委員の先生方のお話だと思うのですが、もう一つは関係団体の方々からさまざまなヒアリングをしているわけで、そのさまざまな関係団体の方々という意見も我々はまとめる必要があります。その上で最終的に、もちろん今先生がおっし

やったように、知事や議会が決めるということです。

第一回会議で、細野先生もおっしゃいましたけれども、さまざまなステークホルダーがいる中でどう行政が判断していくかというのは、そこはまさに知事なり、議会なりの判断だと思います。だから、この検討会の中でも、そういう方々のメッセージも受けてのことです。ですので、その辺は取りまとめにあたって、その中での異論をどういうふうに踏まえるかという観点も、私どもとしてはお願いをしたいということですので。

【安念座長】 それでは、こういたしましょうか。調整をつけていただいて、もう一回、本当に最後の、文字通りのファイナルの会をさせていただきます。そのときまでに、この文案をもうちょっとブラッシュアップしなければなりませんけれども、今ご提言があったのは、1ページの検討会設置に至る経緯のところ、IOCその他のリクワイアメントというのがあって、それを受けてのことだろうということがありましたので、それについて検討させていただきたいと存じます。

それから、どの箇所というわけではありませんけれども、多数意見と少数意見とがクリアカットに分かれているというような論点があれば——あったと思いますけれども、その点については、多数という言葉を使うかどうかは別問題ですが、マジョリティーはこうであった、マイノリティーはこうであったということがわかるような表現ぶりというのをちょっと工夫してみたいと思います。ただし、これはどういう表現ぶりなのか、この種の文章で、役所の文書ですから、どういう表現ぶりになるかは事務方とよく検討をしてみたいと思います。

それから、条例化について賛否を書くべきだというご意見もありましたが、さて、この部分だけ固有名詞を挙げて書くというのもちょっと苦しいかなと思いますので、やはり条例化についてマジョリティーはこうであった、マイノリティーはこうであったという書きぶりで横並びとさせていただくのが穏当ではなかろうかという気はいたしました。

それと、さっき工藤先生から、私が1から7を削ったのを支持していただいたと言うべきかどうかはちょっと微妙なんですけれども、私もちょっとこれは書き過ぎたなと思いましたので、これは削らせていただいて、提言の1から4を一応生かすといまして、今多くの先生方から、4こそが一番最初に来るべきではないかというご指摘をいただきましたので、表現ぶりを含めて、これを一番上にするというにさせていただいてはどうかと思っております。

財政的な支援については、正論はそうでございます。しかし、世の中というのは正

しいが、実現しないということの集積でございますな。どうぞ意のあるところをお酌み取りをいただきたいと存じます。

どうぞ。

【細野委員】 先生、私、政策論的に言えば、有効だという政策があれば、できるだけ網羅してしかるべきだし、できるだけ列挙すべきだと思います。先ほどのステークホルダーのこともいろいろ考えたりすると、我々の最終目的は、要するに受動喫煙をゼロにどういう形で早急に持っていくかという、その方向性なんですから、それに有効なものだったら全部取り入れましょうということのスタンスはぜひやってほしいと思いますね。

もしできたら、国を待つんじゃなくて、東京都の姿勢を国が追随できるような、そのあたりまで私は考えたような検討会の結論を出してほしいと思います。

【安念座長】 ありがとうございます。どうぞ、村先生。

【村委員】 この財政支援との関係なんですけれども、業界団体の方がたくさんヒアリングをさせていただいたのですが、その結果全てのヒアリングで直ちに全面禁煙をということを指示する意見が圧倒的であれば、私も東京都独自で飲食店等を含めて全面禁煙をということでも何ら差し支えがないと思うんですけれども、いろいろな業界団体からヒアリングさせていただいた状況を見ると、どこもいろいろ大変苦勞しておられるということが伺えました。

ですから、ここで専門家の方々にいろいろ私も勉強させていただいて、たばこの害というのもよくわかりましたし、受動喫煙は将来的に全面的にないように、ゼロにするということが目的だろうということは、私も十分納得できたことなんですけれども。ただ、ヒアリングで明らかになったようないろいろな複雑な状況というのがある中で、今直ちに受動喫煙禁止のために全面禁煙をということが果たして現実的なのかと。スムーズに行くのかと危惧する気持ちがあります。

法的な観点、国が努力目標なのに、条例で罰則つきで全面禁煙というのができるのかという技術的な問題というのはさておきましても、果たしてスムーズに順調にいくのだろうかという心配も私は非常に感ずるわけなんです。ですから、そういう意味で、例えば飲食店の場合に喫煙できる店なのか、禁煙なのかという表示をきちんとしてもらって、受動喫煙の害にさらされたくない人がきちっと選択できるようにするとかいう形のソフトランディングも含めて、可能な範囲の財政的支援をすることによって、徐々に受動喫煙がなくなるように進めていくというのは、現実的な方向としてはあり得るのではないかと考えま

す。

そういうことを東京都のほうが率先してやるということは、国に対しても1つの行き方を明確に示す先鞭をつけることになるのではないかと思いますので、財政的な支援を行うことは、できれば提言の中に残していただいたほうがいいのかと思います。

それから、座長案の改定版なんですが、皆様のご指摘のように、私も国に対して全国統一な法律での規制を働きかけるという前の部分に、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてという文脈を入れて、ちょっと時宜的なことと、何で今これを言うのかということを確認にして書いたほうが趣旨がはっきりするのかなというふうには思いました。以上でございます。

【安念座長】 ありがとうございます。名案をいただきました、どうぞ。

今村先生からいきましょうか。

【今村委員】 村先生のご意見を伺って、以前、この会で申し上げましたけれども、恐らくタクシーのときに同じような議論があったのではないのでしょうか。タクシーに吸えるタクシーと吸えないタクシーとして、ステッカーを張って区別して、利用者が判断できるようにすればそれで済むけれども、そうしないで全面禁煙にしてみたところ、結局何の問題もなく、皆さん納得してうまくいっているわけです。

ですので、逆に言うと、喫煙できる店舗と禁煙の店舗を区別するからこそ、経営をしている人からすると、自分のところだけがお客が減ってしまって生活に困るのではないかと懸念されるわけです。確かにヒアリングをしてみて、直接自分が経営されている方たち—私も無床診療所を開業していますから、経営ということをどうしても考えざるを得ないのでよくお気持ちはわかります。ですので、そういった不安を持っておられるということは当然ですし、そういった意味で財政的な支援というものは非常に重要だというのは全くそのとおりだと思いますが、以前、申し上げたことの繰り返しになりますけれども、みんなが同じ条件である全面禁煙にしたほうが、恐らくそういったことを心配しないで済むのではないかと思います。

【安念座長】 じゃ、その前に。その後に工藤先生。

【大井田委員】 財政的支援というのは非常に抽象的な言い方ですが、実際に何をするか。喫煙所をつくるのではないかと、私は勝手に予測しています。喫煙所というのを、先生方見たことがないのではないかと勝手に予測しています。私は、もしそれを見たら、先生方はそんなものは要らないのではないかとと思うのではないかと予測します。ですから、

財政的支援というのはいかがかと私は思っています。

【安念座長】 これは、いいですか、いろいろな意味を込められるように、そんなに細かくは書きませんが、決して先生がおっしゃるご懸念のことばかりではないと思うんです。もちろん分煙工事のような、一番わかりやすいのもありますけれども。例えば、今回の1つの私、非常に大きな成果として、従業員を守らなければいけないという論点があったと思うんです。その従業員を守るために、できるだけ従業員の人に副流煙の暴露にさらさないというために、いろいろな施策を現にとっておられる業者さんがおられるわけですが、例えばそういうときに賃金の一部を補助するとか、それはやり方はいろいろある。金さえあれば、いろいろある。

【大井田委員】 しかし、実際に具体的に賃金をやれば、助かるわけではないわけですよ。

【安念座長】 いや、それはもちろんそうです。ですから、そこはいろいろ工夫しなければならぬと思います。

【大井田委員】 じゃ、もういいです。

【安念座長】 そうですか。奥村先生。

【奥村委員】 僕はたばこの専門家でも何でもありませんけれども、なぜかこの委員に選ばれてます。ここにMD（医者）の方々、何人かいらっしゃいますけれども、ほとんどたばこの素人ばかりですね。本当にちゃんとした議論を文系の方とするなら、たばこのことをよく知っているお医者さん、いろいろな意見の方がいらっしゃいますね。その方達をお呼びして意見を訊くべきです。例えば資料（今村先生担当）の中に平山論文のことが書いてありますけれども、あんな統計でたらめだって、みんな言っているわけです。愛煙家の知識人も加え、たばこの功罪に詳しい学者をお呼びして、議論なさるべきだと思います。

僕、次呼ばれても、出たって意味がないので欠席いたしますが。

【安念座長】 そうですか。なるほど。

【奥村委員】 たばこの害に関しまして、ここでは極めてヒステリックな議論しかなされていません。

【安念座長】 それはちょっと、私の能力では判断しかねることですので、そういうご意見もあったということ承っておきます。

工藤先生。

【工藤委員】 決してヒステリックに言っているわけじゃないんですけれども。健康増

進法の中で、受動喫煙の防止というところに何がメッセージとして書かれているかという
と、公共の場なんですよ。ですから、いろいろな人たちが出入りする場、その中に、具体
例には確かに飲食店等と入っています。だけれども、実際に条例をつくる時は、分煙と
いっても、3坪かそこらのところで分煙をいかに財政的支援をしたってできないところは
あるわけですね。

ですから、それは全面禁煙にしてしまうのか、あるいは、いわゆるバーとか、そういう
ようなところは除外するのかとか、その辺のところは非常に細かく検討をできるのが条例
だと思うんですよ。ですから、それは条例の中身の検討の段階でいろいろ検討されればい
いことです。基本的には飲食店も含めて、受動喫煙防止をどう実施するのか、除外を設け
るのか、そういったようなことはその過程で議論されればいいと、私は思っています。

【安念座長】 おそらくそれは相当綿密に行う必要がありますでしょうね。ありがとう
ございました。

どうぞ、垣添先生。

【垣添委員】 私はこれまでの議論の中で何度も発言しましたがけれども、新幹線にして
も、航空機にしても、そしてタクシーにしても、非常な議論がありましたけれども、実際
施行されてみれば、このように世の中に受け入れられているわけです。ヒアリングすれば、
もちろん飲食店の皆さんが生活問題がかかるということで当然反対されます。だけれども、
そういうふうに事態が動けば、絶対世の中は変わってきますよ。

現にイギリスだとか、スコットランドだとか、アイルランドとか、ああいうパブで酒を
飲んでたばこを吸うことが、仕事が終わった人のほとんどカルチャーみたいな形であった
のが、すっぱりやめてもそれほど経済的にダメージを受けないでちゃんとやっていけると
いうことはいろいろ証拠としてあるわけですからね。やっぱり私はその方向に、財政的支
援をするというのは、できれば入れてほしくないなと思います。

【安念座長】 なるほど、わかりました。他にいかがでしょう。

それでは、今日のところの議論は一段落ということで、先ほど申しましたように提言の
部分は基本的に残させていただいて、4の部分が一番重要なので、もうちょっと曖昧さが
できるだけないような表現を工夫してみたいと思います。

それから、村先生からいただいた1についても、オリ・パラを見据えて——例えばの話
ですが、そういう動機の部分というか、そういうのを書いたらいいんじゃないかというの
はなかなか名案だなと私も思いましたので、工夫をさせていただきたいと思います。

それから、ファクツの1から10についてですが、これについてはマジョリティーとマイノリティーを書き分けられるなら書き分けると。それから、提言というか、この検討会を設けるに至った経緯などについても、もう少し書き加えるということが出来るかどうか、工夫を事務局といたしまして、その上で先生方にはウェブでまずはご覧いただくということとでよろしいですね。

【堅多局務担当課長】 それでは、日程調整をさせていただきます。

【安念座長】 そうですね。

【堅多局務担当課長】 安念座長と調整させていただいたものを、皆様にご連絡させていただきます。

【安念座長】 そうさせていただきます。

【堅多局務担当課長】 よろしくお願いたします。

【安念座長】 よろしくお願いたします。どうも私のさばきがまずくて、お忙しい先生方にもう一回ご足労いただかなければいけないというか、ご足労よりも、そもそも文章を読んで推敲していただかなければならないというお手間をおかけすることになってしましまして、誠に申し訳ございません。これは本当に私の不手際でございます。心からおわびを申し上げます。

【垣添委員】 不手際じゃないでしょう。本来そういう難しい議論なんですよ。

【安念座長】 ありがとうございます。

【工藤委員】 少し時間をあけたほうがいいですよ。

【安念座長】 なるほどね、いや、先生おそらくどっちみち、みんな心の準備がないから、結構あいちゃうんじゃないかと思えます。

【工藤委員】 いろいろメールでやりとりをしないと。

【安念座長】 そうですね、熟成というのは大切でしょうね。ありがとうございます。

先ほど申しましたが、私もある程度、政策決定というほど大げさなものではありませんが、その政策決定の前座みたいなことを幾度かやってまいりましたが、この年になってつくづく思うのは、正しいということが世の中で通るといことはほぼないなど、そういう感覚を持っております。

私は一応、先生方とは全然格が違いますけれども、一応学者のインチキなのでございませけれども、そういう者としては学会や教室では自分が正しいと思うことを言うのが職務でございますが、こういうところに来ますと、特に司会役をやっておりますと、やっぱり

これは結局のところ非常に広い意味での政治の一環なんだなと。私も先生方も政治家じゃございませんよ。そうじゃないんですけれども、これはやむを得ないなという気がいたしますね。

政治というのは何であるかという、これは結局妥協なんだなと、ただのつぶやきでございませぬけれども、自分の不手際の言い訳をいたしました。それでは、今日はこれでよろしゅうございませぬか。

【大井田委員】　　ちょっといいですか。2回前に、座長が森鷗外のお話をされましたが、非常に印象深かったので発言します。森鷗外の言っていることは非常に正しいわけなんです。というのは、明治期の海軍が2隻の軍艦を並べてペルーまで行って、帰ってきて、1隻は日本食で、もう1隻は西洋でした。

【安念座長】　　そう、パンを食べさせたわけですね。

【大井田委員】　　そのときに森鷗外はその疫学実験は間違っていると、1隻の船で航海して乗組員を半分にして和食と洋食を与えろと言ったわけですね。それも無作為にね。

【安念座長】　　それはそうです。

【大井田委員】　　でも、その正しい意見がたくさんの人々の生命を失ったわけですね。

【安念座長】　　そうです。

【大井田委員】　　つまり、疑わしきは救済しなければならないと思います。疑わしきは、我々も前に進まなければいけないのではないのでしょうか。

【安念座長】　　なるほど、そこで森鷗外とつながりましたか。わかりました、ありがとうございます。

【大井田委員】　　せっかくアメリカ政府がもう議論は終わったと言っているんだから。

【安念座長】　　ああ、最初のジェネラルはそう言っていますね。

【大井田委員】　　行動を起こしましょう。座長の大変さも非常によくわかります。大変だなと思いました。松沢さんの言っている「足して2で割る座長」ですが、座長は足して2で割れないと言ったんですよ。

【安念座長】　　はい、そうです。先生方のご議論を足して2で割ることは、それはできませんよ。

【大井田委員】　　間違った言葉が流れてしまいますね。

【安念座長】　　いや、私は政治家ではなくて、別に選挙に出るわけではございませんので、どう思われても私はよろしいんでございます。

【大井田委員】 だから、疑わしくは救済したいと思います。

【安念座長】 安全サイドにということですね。

【大井田委員】 はい、だから、条例はつくったほうがいいと思います。

【安念座長】 わかりました。じゃ、よろしいですか。

【堅多局務担当課長】 それでは、安念座長、委員の皆様、ご議論ありがとうございました。今後、日程調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、今回は終了させていただきます。ありがとうございました。

【安念座長】 はい、どうもありがとうございました。

— 了 —